

訪問リハビリテーション契約書
介護予防訪問リハビリテーション契約書

One Clinic 麴町

医療法人社団KPI One Clinic 麴町（以下「事業者」という。）と

利用者_____様（以下「利用者」という。）は、

訪問リハビリテーションサービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法その他関係法令および本契約に基づき、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、主治医の指示に基づき訪問リハビリテーションを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、利用者の要介護または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 認定更新がなされた場合、本契約は更新後の有効期間満了日まで自動更新されます。
- 3 利用者が文書により解約の意思表示をした場合、本契約は終了します。

第3条（訪問リハビリテーション計画）

- 1 事業者は、居宅サービス計画および主治医の指示に基づき、「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」を作成します。
- 2 事業者は、当該計画の内容を利用者および家族に説明し、同意を得たうえでサービスを提供します。
- 3 計画を変更する場合も同様とします。

第4条（サービス内容）

- 1 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活動作の改善、環境調整助言等を行います。
- 2 サービスは訪問リハビリテーション計画に基づき提供します。

第5条（サービス提供場所）

サービスは利用者の居宅において提供します。

第6条（利用料金）

- 1、利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2、事業者は、当月の料金の合計額に明細を付して、翌月15日までに利用者にお渡しします。
- 3、利用者は、当月の料金の合計額を、当月末日（銀行休日の場合はその翌営業日）までに当クリニック指定口座に振り込みをおこないます。
- 4、事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
- 5、事業者は、介護報酬改定や税率改定における利用料金の変更が生じる場合、別紙通知文等を作成し、利用者本人又は家族へ情報を提供します。なお、これにより、利用者本人又は家族の同意を得たものとします。

第7条（サービスの中止およびキャンセル料）

- 1 利用者は、サービス提供日の前日17時までに連絡することにより、料金負担なくサービスを中止することができます。
- 2 事前連絡なく訪問時に不在であった場合は、重要事項説明書に定めるキャンセル料を請求することができます。
- 3 キャンセル料は介護保険給付の対象外とし、全額利用者の自己負担とします。
- 4 急病、入院、天災その他やむを得ない事情があると事業者が認めた場合は請求しません。

第8条（サービスの提供停止）

次の場合にはサービスの提供を中止または延期することがあります。

- 1 利用者の体調不良等により安全な提供が困難な場合
 - 2 感染症の疑いまたは感染拡大防止が必要と判断される場合
 - 3 災害や交通事情により安全な訪問が困難な場合
 - 4 利用者または家族によるハラスメント行為により安全確保が困難な場合
- なお、改善が見込まれない場合は第14条に基づき契約を解除することがあります。

第9条（緊急時の対応）

サービス提供中に利用者の病状急変等が生じた場合は、安全確保を行い、主治医への連絡、必要に応じ救急要請を行い、緊急連絡先へ連絡します。

第10条（事故発生時の対応および補償）

- 1 事故が発生した場合は、速やかに家族および関係機関へ連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由による損害については、加入する賠償責任保険の範囲内で補償し、当該範囲を超える場合は民法その他法令に基づき誠実に協議します。

第11条（記録の作成および保存）

- 1 サービス提供記録を作成します。
- 2 記録は、最終のサービス提供日から5年間保存します。
- 3 利用者は、営業時間内に記録の閲覧・複写を求めることができます。

第12条（秘密保持および個人情報）

業務上知り得た利用者および家族の個人情報を第三者に漏らしません。本義務は契約終了後も継続します。

第13条（苦情対応）

苦情受付体制を整備し、苦情があった場合は迅速かつ適切に対応します。

第14条（契約の解除）

- 1 利用者は文書により本契約を解約できます。
- 2 利用料金を長期間支払わない場合、事業者は文書通知により契約を解除できます。
- 3 利用者が死亡した場合、本契約は終了します。
- 4 利用者が介護保険施設に入所した場合、本契約は終了します。
- 5 利用者または家族による暴力・暴言・威圧行為・セクシュアルハラスメント等により、事業者が安全なサービス提供が困難と判断した場合、文書通知により本契約を解除できるものとします。

第15条（裁判管轄）

本契約に関する紛争は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

契約締結日：令和 年 月 日

【事業者】

東京都千代田区麹町3-1 KOJIMACHI TERRACE 2階

医療法人社団KPI One Clinic 麹町

事業者番号：1310137950

代表者：栗本 久嗣 印

【利用者】

住所 :

電話番号 :

氏名 : Ⓜ